# 消費税法が一部改正され、16年4月1日から適用されます

15年度に消費税法の一部が改正され、原則として16年4月1日から適用されます。

主な改正点は次の通りです。

**①事業者免税点の引き下げ**＝納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1000万円（現行3000万円）に引き下げられます

**②簡易課税制度の適用上限の引き下げ**＝簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5000万円（現行2億円）に引き下げられます

**③課税期間の特例（課税期間の短縮）の改正**＝新たにひとつきの期間を課税期間とする特例が設けられます

**④中間申告の申告・納付回数の改正**＝直前の課税期間の年間確定消費税額4800万円（地方消費税込みの場合には6000万円）を超える場合には、年11回の中間申告・納付を行うこととなります

**⑤総額表示の義務付け**＝課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられます

詳しくは東村山税務署☎042・394・6811（①個人事業者の方は個人課税第1部門〈内線314〉②法人の方は法人課税第1部門〈内線214〉）へ。

## ひがしくるめ 農業NOW! No.6

### 『農家を訪ねるスタンプラリーを開催』

東久留米市地場産交流組合は10月19日、市内西部（下里・柳窪）を会場とした第2回「農家を訪ねるスタンプラリー」を市民51名の参加者を得て実施しました。

すばらしい秋晴れの空の下、参加者は3班に分かれ、地場産交流組合の会員と農業委員各2名が案内役となり、5軒の農家を訪れました。東久留米の特産で知られるホウレンソウとブロッコリー畑、果樹ではキウイフルーツ、園芸ではパンジー等の温室を巡る「小さな旅」です。

参加者は道々の風景を堪能しながら訪ねた農家の畑や倉庫で、じかに生産の苦労話や出荷の喜びを聞きました。市民農園で野菜作りをする参加者の一人からの「ホウレンソウ栽培のコツは?」といった質問に「コツ? 実はプロでも難しいんです」といったやりとりも。都市農業への理解を深めるまたとない機会になったようです。

パンジーに囲まれて楽しいひととき！

市役所屋外ひろばで月2回、地場野菜などの販売に取り組む地場産交流組合の海老沢久雄組合長は「この事業が開催できるのは組合員はじめ、見学に協力してくれる農家や農業委員の協力があるからこそ。こうした事業を通して、都市農業の意義に触れ、これまで以上に東久留米産野菜に親しんでもらえれば」と期待を込めながら話されました。

参加者からは「農業の大切さや大変さを知った」という感想や、「今後も頑張ってください」といった農家に対するエールも…。ラリーを歩き通した参加者全員に野菜や花のプレゼントが手渡されました。

今後も都市農業への理解を深める事業を企画していきます。市民の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

詳しくは産業振興課農政係☎70・7743へ。

## 青色決算説明会 消費税等説明会 を開催します

税務署では、青色申告をしている方を対象に、「青色申告決算書の作成」と「消費税および地方消費税」についての説明会を開催します。

11月下旬に青色申告（平成15年分）の対象となる方に青色申告決算書を送付しますが、この説明会では、青色申告書に同封された、「青色申告決算の手引き」と「青色申告決算書の書き方」をもとに、決算の仕方について分かりやすく説明を行います。15年度の消費税法の改正等、決算書作成に関する事項以外についても説明を行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

**【日時・対象】** 12月8日（月）①午前10時～正午が不動産所得のある方②午後1時半～3時半が事業所得のある方

**【会場】** 市民プラザホール

詳しくは東村山税務署個人課税第1部門審理・指導担当☎042・394・6811（内線312・317）へ。

## 『おれ、おれ詐欺』『わたし、わたし詐欺』にご用心！

孫などを装い「おれだよ、おれ」などと電話をかけ現金をだまし取る詐欺事件が多発しています。このような電話を受けた時には、次のことを心掛けましょう。

★慌てずに、相手に子供や孫と違う、別の名前で呼びかけ相手の反応をみてみましょう。

★電話をいったん切って、家族や親戚などに連絡して事実かどうか確認するなど、自分一人で対応をしないようにしましょう。

★「おれ、おれ詐欺」の電話を受けた時は、警察に連絡しましょう。

詳しくは田無警察署☎67・0110または市総務部総務課庶務係☎70・7714へ。

## 11月23日（祝）は自動発行機を休止します

市では、自動発行機による住民票、印鑑証明などの発行を土曜・日曜、祝日を含む毎日午前9時から午後9時まで市役所1階屋内ひろばで行っていますが、11月23日（祝）は、定期点検のため自動発行機を利用できません。ご注意ください。

詳しくは市民課住民記録係☎70・7722へ。

## 市政目安箱

### 住基カードの交付申請は

**Q** 住民基本台帳システム稼動に伴い、公共機関が配布する顔写真付き身分証明書を発行する予定が東久留米市でもあるのでしょうか。行うとしたら、その発行の手続き方法を教えてください。また、パスポートの場合は、申請者は代理人でも可能ですが、交付時は本人が行かなければならないと聞いています。住民基本台帳カードも同様でしょうか。

**A** 8月1日号広報でお知らせしたところですが、市では8月25日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が稼動しています。

住基カードにはAタイプとBタイプがあります。

Aタイプは、氏名とカードの有効期限が表面記載されています。

Bタイプは、氏名・有効期限・住所・生年月日・性別・顔写真が表面記載されます。（申請時に縦4・5センチメートル×横3・5センチメートルの顔写真が必要）

また、Bタイプは、パスポートや運転免許証と同様に公的機関の発行する身分証明書として扱われるものです。

※申請当日には本人確認できる書類（パスポートや運転免許証等）がありましたら提示してください。ない場合はその旨をお申し出ください。

次に、住基カードの申請に際し、代理人でも可能か、ということですが、住民基本台帳カードを含む住基ネット全体に関する賛否についてさまざまな意見があります。その中で、住基カードについてその発行に際し「成りすまし」等の防止について最大限の努力を図るようにとのご要望も多くいただいています。

また、総務省からも厳格な本人確認をするよう要請されています。

このため市では、カードの申請・交付事務手続きは、ご本人に窓口にお越しいただきますようお願いしています。

ただし、15歳未満の方については、親権者が代理人申請できます。

詳しくは市民課☎70・7722へまたは広報課広聴担当☎70・7708へ。

## 納税にご協力を

12月1日（月）は、国民健康保険税第5期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。

詳しくは納税課☎70・7730へ。

## お気軽に無料相談

**【専門】**
**※予約は広報課☎70・7777（代）へ。**

**☆法律相談** 12月3日・10日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士。いずれも11月27日の午前8時半から、先着順に電話予約を受け付け。

**☆登記相談** 12月3日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当＝司法書士。11月28日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆表示登記相談** 12月3日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当＝土地家屋調査士。11月28日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆税務相談** 12月10日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝税理士。12月4日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆人権身の上相談** 12月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝人権擁護委員。12月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆不動産相談** 12月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝宅地建物取引主任者。12月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆交通事故相談** 11月26日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士、都交通事故相談員。11月20日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

**☆行政手続相談** 12月10日の午前10時から、市役所2階相談室。相続、成年後見、会社・法人の設立手続きなど。担当＝行政書士。12月4日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け

**☆年金・労災・失業保険・人事管理等相談** 11月26日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝社会保険労務士。11月20日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け

東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。詳しくはお問い合わせを。

**【子ども】**

**☆教育相談室**
▽中央相談室（教育センター〈成美教育文化会館〉内）☎73・3667＝毎週火曜日～土曜日の午前10時～午後5時。電話相談も可
▽滝山相談室（西中隣）☎75・8909＝毎週月曜日～金曜日の午前10時～午後5時。電話相談も可。

**【仕事】**

**☆職業相談** 平日の午前9時～午後5時、市役所6階東久留米ワークコーナー。都内全域と所沢・朝霞近辺の求人がパソコンで検索可能。担当＝ハローワーク三鷹職員。直接会場へ。

**【消費者】**

**☆消費者相談** 平日の午前9時半～午後4時半、市民生活館1階。訪問販売による被害など。担当＝消費生活相談員。電話相談☎73・4505も可。

**【悩みごと】**

**☆電話なんでも相談**
**（東久留米市社会福祉協議会）** 水曜日を除く平日の午前10時～午後4時、☎74・4294。

◆東久留米市の行政相談委員…新藤智子氏（浅間町三丁目、☎22・2286）▽栄田征子氏（本町二丁目、☎71・2416）▽當麻好雄氏（東本町、☎73・7430）